

五城目町空き家解体撤去費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空き家の所有者等が、自ら当該空き家の解体及び撤去を実施する場合にその費用の一部を補助し、空き家等の解体を促進することを目的として五城目町空き家解体撤去費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 五城目町空き家台帳に登載されている空き家。
- (2) 所有者等 所有者、占有者、相続人、相続放棄人、財産管理人その他の空き家を管理すべき者。

(補助対象空き家)

第3条 この要綱の規定により補助金交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項の規定に基づく勧告を受けていない空き家で次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 公共事業等の補償の対象となっていない空き家
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建ての住宅（店舗併用住宅にあつては、住宅部分の床面積が延べ床面積の1/2以上の住宅に限る。）
- (3) 1年以上居住その他使用がなされていないことが常態である空き家
- (4) 過去5年間に町の補助金の交付を受けたことがない空き家
- (5) 補助対象空き家を解体、撤去又は処分することに関し、全ての所有者等の同意を得ていること（所有者等が複数いる場合に限る。）
- (6) 補助対象空き家を解体することに関し、全ての当該補助対象空き家について所有権以外の権利を設定している者（以下「権利者」という。）の同意を得ていること（権利者がいる場合に限る。）
- (7) 個人が所有するもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空き家の解体及び撤去のための工事（以下「解体撤去工事」という。）を実施しようとする者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 登記事項証明書（未登記の場合は固定資産台帳又は固定資産納税通知書）に記載さ

れている者

(2) 前号に規定する者の相続人

(3) 前2号に掲げるもののほか、空き家を管理するに相当すると町長が認める者

2 補助対象者は、次の各号すべての要件を満たすものとする。

(1) 町税を滞納していないこと。

(2) 補助対象者又は世帯員が、過去に本制度により補助金を受けたことがないこと。

(3) 抵当権を設定している場合は、抵当権設定者や権利者から同意を得ていること。

(4) 補助を受ける目的で故意に破損させたものではないこと。

(5) この制度以外の国や地方公共団体の補助を受けていないこと。

3 前項の規定にかかわらず、補助対象空き家が複数人の共有である場合は、当該共有者全員から補助対象空き家の解体撤去工事についての同意を得るものとする。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象空き家等の全部を解体撤去し、更地にすること。

(2) 解体撤去を行う資格のある業者が施工すること。

(3) 他の補助制度により補助金の交付を受けない解体撤去工事であること。

(4) 補助金の交付の決定後に着手し、交付申請をした日の属する年度の3月31日までに完了することができる解体撤去工事であること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 解体撤去工事の工事費

(2) 解体撤去工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費

(3) 周囲への安全を確保する上で、解体撤去工事及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）に相当する額の1／2（1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）とし、15万円を限度とする。

(交付申請)

第8条 交付申請をしようとする補助対象者（以下「補助申請者」という。）は、補助対象工事の実施前に五城目町空き家解体撤去費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真
- (3) 工程表
- (4) 工事見積書
- (5) 委任状（補助申請者が交付申請の手続きを他の者に委任する場合に限る。）
- (6) 町税に滞納がないことの証明書
- (7) 第4条第3項に該当する場合は、紛争等に関する誓約書（様式第2号）
- (8) 固定資産税課税台帳記載事項の証明書又は建築年月日及び所有者が確認できる書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回までとする。

（交付決定）

第9条 町長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査の上、到着した日から30日以内に交付の可否を決定し、五城目町空き家解体撤去費補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による交付決定に当たり、前年度同項の規定による不交付決定を受けた者が当該不交付決定の対象となった補助対象空き家を対象として補助金の交付を再度申請したときは、当該申請者を優先的に補助金を交付すべき者として取り扱うことができる。

3 町長は、第1項の規定による交付決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（申請内容の変更）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに当該変更の内容を示す書類を町長に提出しなければならない。

（中止の承認）

第11条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助対象工事を中止しようとするときは、速やかに五城目町空き家解体撤去費補助金中止承認申請書（様式第4号）を提出し、町長の承認を得なければならない。

2 町長は、前項の補助金中止承認申請書の提出を受け、これを承認した場合は、補助金の交付を取り消すものとする。

（実績報告書）

第12条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに五城目町空き家解体撤去費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書若しくは工事明細書の写し
- (2) 請求書若しくは領収書の写し
- (3) 解体撤去工事完了後の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(交付額の確定等)

第13条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、五城目町空き家解体撤去費補助金交付額確定通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

（交付請求）

第14条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、五城目町空き家解体撤去費補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し等）

第15条 町長は、虚偽の申請その他の不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

（調査等）

第16条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期する必要があると認めるときは、補助事業者に必要な事項について報告させ、又は担当職員に帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月18日から施行する

この要綱は、令和5年4月1日から施行する

この要綱は、令和6年4月1日から施行する

この要綱は、令和7年4月1日から施行する